

平成21年5月21日

各 位

会 社 名 アルメタックス株式会社  
本社所在地 大阪市北区大淀中1丁目1番30号  
代 表 者 名 代表取締役社長 引間 龍冶  
(コード番号 5928 大証第2部)  
問 合 せ 先 常務取締役管理部長 山本 明  
T E L 06—6440—3838

#### 定款一部変更のお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第45期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)を一部変更するものがあります。
- (2) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)及び第8条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他条文の整備を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月25日(木)

以 上

〈別 紙〉

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. アルミニウムの溶解、鑄造、加工並びに各種新素材の生産とこれらの販売。</li><li>2. <u>金属・窯業製品・ガラス・プラスチック類を主体とする建築用資材、家具及び機械部品等の製造、販売並びにこれらに関連する機械装置の開発及び販売。</u></li><li>3. 建設工事及びこれに伴う一切の業務。</li><li>4. 産業廃棄物、一般廃棄物及びこれに類する廃棄物の処理、再生並びにこれらの機械設備、処理剤等の販売及び施工。</li><li>5. 前各号の業務に関する技術開発、技術指導及びノウハウの売買。</li><li>6. 不動産の売買、賃貸借及びこれに関連する一切の業務。</li><li>7. 建築資材の賃貸借、リース、売買、修理及び保守管理。</li><li>8. <u>その他前各号に附帯する一切の業務。</u></li></ol> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、50株とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></li></ol>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. アルミニウムの溶解、鑄造、加工並びに各種新素材の生産とこれらの販売。</li><li>2. <u>建築用資材、家具及び機械部品等の製造、販売並びにこれらに関連する機械装置の開発及び販売。</u></li><li>3. 建設工事及びこれに伴う一切の業務。</li><li>4. 産業廃棄物、一般廃棄物及びこれに類する廃棄物の処理、再生並びにこれらの機械設備、処理剤等の販売及び施工。</li><li>5. 前各号の業務に関する請負、技術開発、技術指導及びノウハウの売買。</li><li>6. 不動産の売買、賃貸借及びこれに関連する一切の業務。</li><li>7. 建築資材の賃貸借、リース、売買、修理及び保守管理。</li><li>8. <u>労働者派遣事業</u></li><li>9. <u>その他前各号に附帯する一切の業務。</u></li></ol> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 10 条 (条文省略)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p>

以 上